

## 令和元年度 徳島支部事業実施報告【KPI】

### 1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	結果	実施報告
① 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（ <u>0.328%</u> ）以上とする	0.287%	査定率向上のため、勉強会（ベテラン中心に月3回）や研修会（外部講師により年2回）に加えて、各医療機関ごとの査定率表を作成し、効率的な点検を進めていた。 点検員7名中3名が3年未満であり、新人の底上げが課題。
② 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>95.0%</u> 以上とする  (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度（ <u>70.2%</u> ）以上とする  (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度（ <u>0.035%</u> ）以下とする	(1) 94.57% (2) 65.21% (3) 0.037%	(1) 年度途中から通常の催告サイクルをより早め、年金機構の資格喪失処理日から7日後と18日後に催告通知を発送し、回収率向上を目指した。 しかし、2020年1月以降、コロナウイルスの影響により、積極的な回収催告が難しい状況となったため、目標とする数値に至っていない。 (2) 全国平均（54.11%）を大きく上回る率ではあるが、年々、資格の遡り喪失を発生理由とする債権の占める割合が大きくなっている（H29：350万円・H30：700万円・R1：1,200万円）。それに伴い回収までに時間がかかり、回収率の低下につながっている。 また、以前よりも積極的に保険者間調整に取り組んでいるため、回収までに時間（半年以上）がかかるようになったことも要因の一つである。 (3) 回収率低下理由と同様に、遡り喪失の増加により、目標達成に至っていない。
③ オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を <u>43.3%</u> 以上とする	5.90%	県内では現在、2機関のみの実施となっているが、2機関のうち1機関は健診機関でもあり積極的な利用はなされていない状況。今後は国のオンライン資格確認がスタートするため、支払基金とも連携し広報を強化していく。
④ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ15日以上での施術の申請の割合について対前年度（ <u>0.75%</u> ）以下とする	0.69%	期首は、患者照会を施術箇所3部位以上かつ15日以上での申請書件数の300%を目標に送付していたが、更なる強化を目指し、12月から500%を目標にして送付した。

具体的施策	KPI	結果	実施報告
⑤ サービス水準の向上	(1) サービススタンダードの達成状況を <u>100%</u> とする (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>79.6%</u> 以上とする	(1) 100% (2) 78.7%	(1) サービススタンダードの経過日数を常にチェックし受付日から概ね6営業日に支給。 (2) 電話・窓口・広報誌等で郵送による申請の推奨を行ったが、急ぎの申請や窓口で確認してほしい等の理由で来客数を減らすことができなかった。
⑥ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>84.0%</u> 以上とする	暫定値 79.8%	調剤薬局へ申請書の設置依頼等も行ったが、すでに医療機関等からの説明で交付済み者が多かったと思われる、調剤薬局での配布数は少なかった。制度周知の広報も十分ではなかった。
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>90.0%</u> 以上とする	91.2%	未提出事業所全てに催告状の送付を行い目標達成となった。

## 2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	結果	実施報告
⑧ 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	(1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>50.8%</u> 以上とする (2) 事業者健診データ取得率を <u>12.0%</u> 以上とする (3) 被扶養者の特定健診受診率を <u>30.0%</u> 以上とする	(1) 50.4% (2) 13.7% (3) 25.5%	(1) ■前2年未利用者（個人）あて・最寄り受診先への受診案内 申込率0.5%（580人）・周知の面も含め一定の効果あり →勧奨対象を拡げ、全受診先を掲載 ■契約健診機関の増（+2） →受診可能枠と未受診者ギャップ大きい地域へ更に増やす (2) 事業所の健診受診月に応じたタイムリーな提供依頼 新規提供事業所（+110社、990人分） →優先順位をつけた訪問等による依頼を追加 提供された健診結果に、項目不足のあるケースへの対応 (3) 夏期、自己負担無料の5施設にて、期間限定オプション付き健診 約+400（+1.3%）の効果。 3月集団健診中止（2月の実施） →集団健診実施時期を秋期へも配置 通年で「自己負担無料の施設健診」を繰返し案内

具体的施策	KPI	結果	実施報告
⑨ 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を <u>23.2%</u> 以上とする	28.7%	<p>■本人</p> <p>(1)協会実施 ・初回面談数 前年比+17人（月平均）、終了実績+500/年 特定保健指導に集中し面談を調整、3月は面談自体を中止</p> <p>(2)委託実施 ・トップによる契約機関への実施増依頼 ・初回面談数+380、終了実績は+240（227%） →未利用事業所、後日実施困難な事業所へ、実施可能な仕組みを検討・構築する。</p> <p>■家族 冬期集団健診時、以下の対応をセット ・対象者へすぐ保健指導を開始 ・後日、対象者へ健診（指導）機関から連絡・指導実施</p>
⑩ 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.0%</u> 以上とする	9.6%	<p>(1)支部独自の文書勧奨 健診結果「血糖・血圧の要治療者」へ、徳島県内の「糖尿病認定医」等を明示。受診先を絞り込めるよう工夫した。</p> <p>(2)電話による勧奨（委託） 文書勧奨の1か月後に実施。勧奨（通話）実績は、3割弱。 委託回数/3回（R1.5~7健診分：360人） 明確に受診意思あるのは約48%、拒否28% n=102人</p>
⑪ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者などの理解促進	<p>(1)広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（<u>39.0%</u>）以上とする</p> <p>(2)全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>55.0%</u>以上とする</p>	<p>(1)47.4%</p> <p>(2)54.8%</p>	<p>(1)広報誌（納入告知書同封チラシ）、メールマガジン、支部HP、各種研修会、イベントを活用した広報活動を実施。</p> <p>(2)被保険者が30名から99名の事業所181社に委嘱勧奨文書の送付。またH31年3月に解散した健保組合からの移管事業所を訪問し、2名委嘱することができた。</p>
⑫ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>70.9%</u> 以上とする	70.3% (R2.2診療分)	<p>・四国放送テレビCM（4~9月、1月）</p> <p>・徳島新聞広告/国保連合会と共同（6月）</p> <p>・「医療機関・薬局向け見える化ツール」による情報提供（8,1月）</p> <p>・医療機関への訪問勧奨実施（8~9月）</p> <p>・G10ターゲティング広告 スマートフォン位置情報を用いた広告配信（2/17~3/31）</p> <p>・情報誌「とくしま病院ガイド2020」裏表紙広告掲載（2/25発行）</p> <p>・徳島路線バス看板広告、徳島空港搭乗待合室ベンチステッカー広告</p> <p>・ジェネリック医薬品軽減額通知（8月・2月）</p>

具体的施策	KPI	結果	実施報告
⑬ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	(1) 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を83.7%以上とする  (2) 政府の「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する	(1) 66.7%  (2) 有	(1) 東部・西部・南部の3調整会議のうち被用者保険者の参加は2か所であり、国保連合会・健康保険連合会・協会けんぽで分担している。 (2) 保険者協議会、国保運営協議会等において、資料に基づき意見発信している。

### 3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI	結果	実施報告
⑭ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度(100%)以下とする	20.0%	令和元年度一般競争入札5件の内、一者応札案件は1件。 一者応札削減の取組みとして、公告期間を長く設定し、より多くの事業者へ声掛けを行う他、入札不参加となった理由の把握のため、入札説明書等の取得をしながら入札に参加しなかった事業者に対してはアンケート調査を実施している。